

## 大学院科目等履修生規程

(総則)

第1条 高野山大学大学院学則第23条の2に定める科目等履修生の取り扱いは、この規程の定めるところによる。

(出願)

第2条 科目等履修生の出願をする者は、出願書類に選考料を添え、願い出るものとする。

2 出願書類並びに出願期間については、科目等履修生要項に定める。

(選考、選考料)

第3条 科目等履修生は、科目等履修生選考委員会で選考し、大学院委員会の承認を得るものとする。

2 選考方法は、書類審査のほか、必要に応じ面接試験を行う。

3 科目等履修生の選考料は、別に定める。但し、本学卒業生並びに2年度に亘り継続して出願する者については、これを免除する。

4 科目等履修生選考委員会の委員は学長が委嘱する。

(受講許可)

第4条 科目等履修生として受講を許可された者は、本大学院学則に規定する受講料を開講日から10日以内に納入しなければならない。

2 科目等履修生として許可された者には、身分証明書を交付する。

3 科目等履修生の受講期間は1年を超えないものとし、更に履修を希望する場合は、改めて願い出るものとする。

4 受講科目の許可後の変更は、原則としてこれを認めない。

5 納入された選考料並びに受講料は、一切返還しない。

(受講科目)

第5条 科目等履修生が1年間で受講できる単位数は8単位を超えないものとする。

2 博士後期課程の特殊演習科目の受講は認めない。

3 その他、受講することが不相当とみなされた科目については、許可しないことがある。

(試験)

第6条 科目等履修生は、大学院に関する試験並びに試験実施規程により、受講した科目について試験を受けなければならない。

(単位の授与)

第7条 試験に合格した科目については、所定の単位を授与する。

2 在学年数については、正規の課程の在学年数には算入できない。

(学則の準用)

第8条 科目等履修生には、本規程のほか、本大学院学則を準用する。但し、大学院学

則第15条の規定は準用しない。

(京都・宗教系大学院連合(K-GURS)における単位互換受入れ学生)

第8条の2 京都・宗教系大学院連合(K-GURS)における単位互換協定に基づき、他大学大学院等学生を受け入れる場合は、科目等履修生(以下「単位互換履修生」という。)として取り扱うものとする。

2 前項による単位互換履修生については、受講料を免除する。

3 単位互換履修生には追試験は行なわない。

4 単位互換履修生の取り扱いは、本規程によらず「K-GURS履修要項」による。(改廃、その他)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。改廃に際して、学長は大学院委員会の意見を聴くことができる。

2 この規程の施行及び改廃に関する事務主管は、学務課教務係とする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月13日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月15日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日に改正し、同日から施行する。